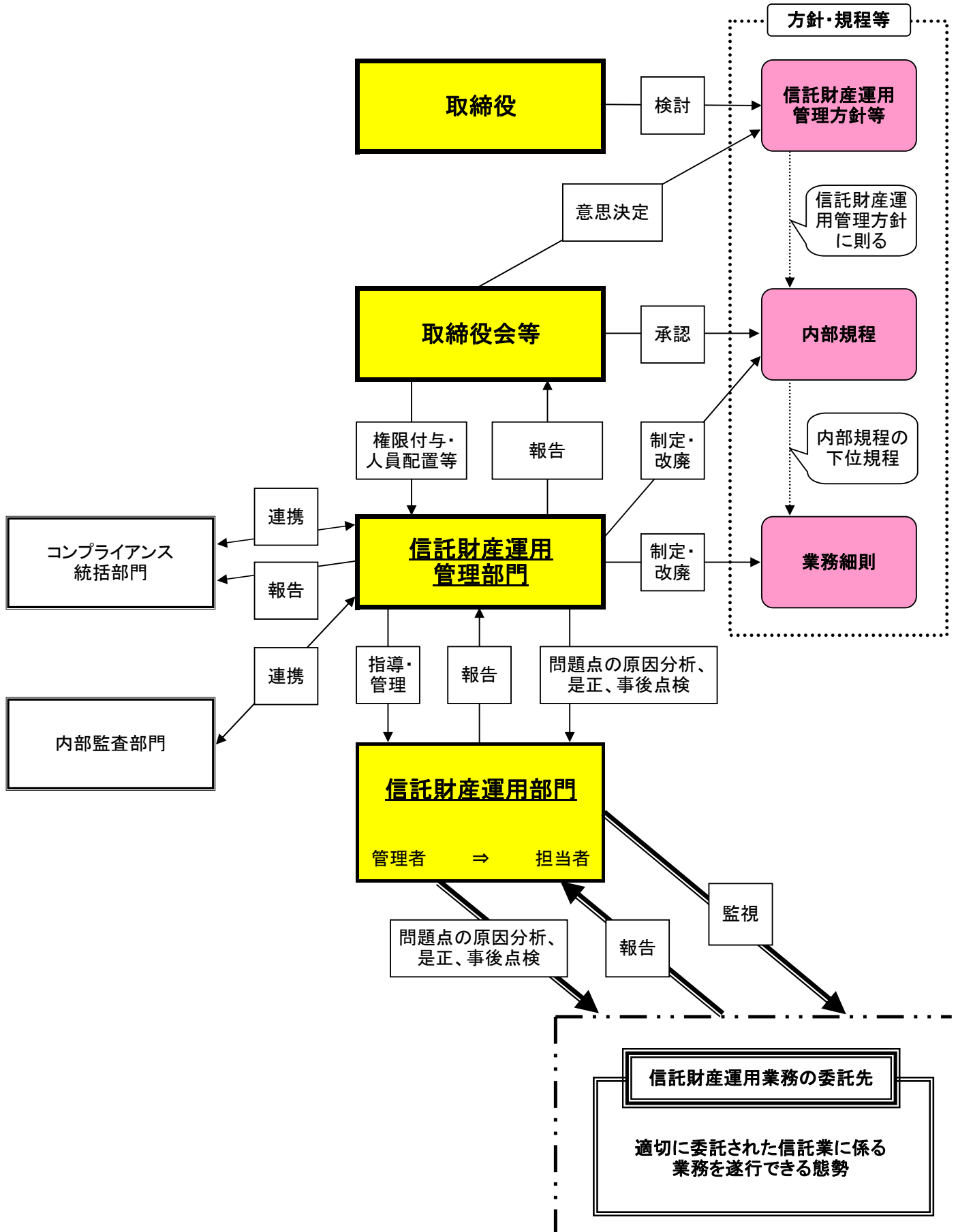


信託財產運用管理態勢

「信託財産運用管理態勢」のイメージ図



信託財産運用管理態勢

【信託財産運用管理態勢を検証する際の留意事項】

- (1) 信託財産の運用に当たっては、委託者及び受益者の保護並びに信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、適正な信託財産運用を行う必要があることから、信託財産運用管理態勢を具体的に確認するためのチェックリストを作成したものである。
- (2) 検査官は、本チェックリストにより、信託財産運用管理態勢の検査を行うものとする。本チェックリストにより信託財産運用管理態勢に問題点が確認された際には、当該問題点を個別に指摘するのみならず、当該問題点を発生させるに至った原因を確認するため、金融検査マニュアルや「信託業務管理態勢を検証する際の留意事項」を踏まえつつ検証する必要があることに留意する。
- (3) 本チェックリストにより信託財産運用管理態勢を具体的事例に関して確認する際には、兼営法、信託業法、政省令等の関係法令、信託監督指針の規定とその趣旨を踏まえる必要があることに留意する。
- (4) 信託商品の特性は区々であり、本検査マニュアルの適用に当たっては、信託商品の多様な商品特性に配慮し、機械的・画一的な運用に陥らないよう、留意する必要がある。

【信託財産運用管理態勢の確認検査用チェックリスト】

I. 信託財産運用管理態勢

1. 信託財産運用管理態勢の整備・確立状況

(1) 信託財産運用管理方針等の整備・確立

- ① 取締役は、信託財産の運用が、委託者及び受益者の保護並びに信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に直接関わる業務であることを理解し、この理解に基づき、信託財産運用の状況を的確に把握し、適正な信託財産運用管理態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方策を立案・検討しているか。
- ② 取締役会等において、上記方針及び具体的な方策についての分析・検討がなされ、関連部署等に一任することなく明確な意思決定がなされているか。加えて、上記方針等は、組織内に周知されているか。また、上記方針等は、定期的にあるいは必要に応じ随時見直されているか。

(2) 信託財産運用管理のための組織・内部規程の整備等

- ① 取締役会等は、適正な信託財産運用管理態勢を整備・確立するために、信託財産運用管理を担当する部門（以下「信託財産運用管理部門」という。）につき、信託財産運用部門から独立した立場で適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。また、信託財産運用管理部門が、信託財産運用管理以外の業務との兼務をする場合、信託財産運用部門からの干渉を防止する態勢となっているか。
- ② 取締役会等は、信託財産運用管理部門に対し、信託財産運用の適正性を管理するために必要な権限を与えているか。
- ③ 取締役会等は、信託財産運用管理部門に、信託財産運用に係る法令等及びその遵守に係る十分な知識・経験を有する人員を適正な規模で配置しているか。また、必要に応じて見直しを行っているか。
- ④ 取締役会等は、適正な信託財産運用管理のための手続を明確に定めた内部規程を信託財産運用管理部門に整備させ、リーガル・チェック等を行わせ、取締役会等が定めた信託財産運用管理方針に合致していることを確認した上で承認しているか。

(3) 取締役会等への報告・承認

- ① 取締役会等は、信託財産運用管理部門が、信託財産運用に係る情報の

うち、経営に重大な影響を与える、又は委託者及び受益者の利益が著しく阻害される一切の事案について、取締役会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。

- ② 取締役会等への報告・付議基準において、報告事項と承認事項が適切に設定されているか。

2. 信託財産運用管理部門の態勢と役割

(1) 信託財産運用管理部門による管理態勢

- ① 信託財産運用管理部門の管理者は、信託財産の運用が、委託者及び受益者の保護並びに信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に直接関わる業務であることを理解し、この理解に基づき、信託財産運用の状況を的確に把握し、適正な信託財産運用を行うための方策を講じる態勢を整備しているか。
- ② 信託財産運用管理部門は、業務委託先において、委託者及び受益者に影響や損失を与える事故・障害が発生するおそれがないかということ及び実際に事故・障害が発生していないかということ、信託財産運用部門に監視させる態勢を整備しているか。
- ③ 信託財産運用管理部門は、業務委託先が把握した信託財産運用に係る問題等を、業務委託先から信託財産運用部門へ速やかに報告させる態勢を整備しているか。
- ④ 信託財産運用管理部門は、信託財産運用部門の管理者をして、把握した信託財産運用に係る問題等（業務委託先において把握した信託財産運用に係る問題等を含む。）を信託財産運用管理部門へ速やかに報告させる態勢を整備しているか。

また、必要に応じ、当該問題等をコンプライアンス統括部門に報告する態勢を整備しているか。

- ⑤ 信託財産運用管理部門は、信託財産運用に係る問題等の実態を把握した上で、的確な原因分析等を行っているか。また、当該原因分析等に基づき、信託財産運用部門の管理者に対し、問題等の是正を求め、その後の事後点検を行うなど、改善に向けた取組みを不断に行う態勢を整備しているか。

また、業務委託先に対しては、信託財産運用部門を通じ、問題等の是

正を求め、その後の事後点検を行うなど、改善に向けた取組みを不断に行う態勢を整備しているか。

(2) 信託財産運用管理部門の役割

- ① 信託財産運用管理部門は、取締役会等が定めた信託財産運用管理方針に則り、信託財産運用管理に係る内部規程を制定し、取締役会等の承認を得ているか。

また、必要に応じて、当該内部規程に則り、信託財産の運用管理に係る業務細則を制定しているか。

- ② 信託財産運用管理部門は、内部監査部門及びコンプライアンス統括部門との連携により内部監査結果、不祥事件の調査、相談・苦情等で把握した問題点も踏まえ、必要に応じて内部規程・業務細則を改廃するなどの措置を講じているか。

3. 信託財産運用部門における管理者の役割

- (1) 信託財産運用部門における管理者は、信託財産に係る運用が、委託者及び受益者の保護並びに信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に直接関わる業務であることを理解し、この理解に基づき、信託財産運用部門における信託財産運用の状況を的確に把握し、信託財産運用の適正性を確保するための適切な方策を講じているか。

例えば、

- ① 信託財産運用部門における自主的な法令等遵守状況の検証を適切な頻度で行っているか。
- ② 信託財産運用担当者に対し、信託財産運用に係る法令等遵守の重要性を認識させ、信託財産運用管理部門の制定した内部規程・業務細則に従った適正な信託財産運用を行うよう指導・教育しているか。
- ③ 信託財産運用担当者が信託財産運用時に把握した信託財産運用に係る問題等を、速やかに報告させ実態把握を行っているか。
- ④ 信託財産運用に係る問題等が認められた場合には、速やかに当該問題等を信託財産運用管理部門に報告し、改善策について、信託財産運用管理部門と協議しているか。

- (2) 信託財産運用部門の管理者は、遅滞なく、信託財産運用管理部門、コンプライアンス統括部門や内部監査部門からの指摘事項を改善しているか。

Ⅱ. 信託財産運用の適正性

1. 信託契約及び運用ガイドライン等の遵守の適正性

信託兼営金融機関は、信託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって信託業に係る業務を行わなければならない。このような善管注意義務履行の観点から、信託契約及び信託契約に付随された委託者の信託財産運用に関する指示事項である運用ガイドライン等を遵守することは極めて重要であることを信託財産運用担当者に周知した上で、例えば、以下の点が守られているか。

(1) 遵守すべき事項の明確化

信託財産の運用に係る委託者の指図内容や委託者との合意事項について、信託契約、運用ガイドライン等に規定するなど、遵守すべき事項を明確にしているか。

(2) 信託契約、運用ガイドライン等の遵守のための態勢整備

① 信託財産運用管理部門は、信託契約、運用ガイドライン等に規定された事項を遵守するための内部規程・業務細則を制定しているか。

② 信託財産運用管理部門は、信託契約、運用ガイドライン等の遵守状況を定期的に監視しているか。

(3) 信託財産運用管理部門は、信託契約、運用ガイドライン等の違反時の手続を定めた内部規程・業務細則を制定しているか。

また、当該手続には、委託者への速やかな通知や対応策等が含まれているか。

(4) 信託財産運用管理部門は、信託契約、運用ガイドライン等の違反の原因分析を定期的に行い、適切な違反防止策を講じているか。

2. 信託契約、運用ガイドライン等における遵守すべき事項（例示）

(1) 資産配分（資産種別ごとの配分）

国内株式、国内債券、外国株式、外国債券等の資産種別ごとの一定期間における経済価値の変動率は異なっていることから、委託者は、信託契約を締結する際に、期待収益とリスク許容度等を勘案し、資産種別ごとの配分割合の許容範囲を定める運用ガイドラインを設けることがある。この場合、資産配分については、以下の点が守られているか。

① 委託者と合意した資産種別ごとの配分割合の許容範囲は、運用ガイドライン等に明確に定められているか。資産配分が当該許容範囲内に収ま

るように運用が行われているか。

- ② 信託財産運用担当者は、資産配分の許容範囲を逸脱した場合は速やかに委託者に通知し、対応方法について協議しているか。対応方法については、例えば、当該許容範囲に速やかに復帰させる、あるいは委託者の指示を受ける等の具体的対応方法を事前に委託者と協議し、明確化しておくことが望ましい。
- ③ 信託財産運用管理部門は、資産配分の許容範囲の逸脱事例について、定期的にその原因及び対応方法等もあわせてとりまとめ、取締役会等まで報告しているか。当該報告に基づき、どのような原因で逸脱が発生しやすいかということ把握した上で、実効的な逸脱防止策を講じているか。

(2) 分散投資

特定の資産種別や銘柄等に対する投資集中度が高まるほど、当該資産種別や銘柄等に発生した個別の事象により、信託財産の経済価値を損なうリスク（以下「投資集中リスク」という。）が高まる。投資集中リスクを回避するためには、資産種別や銘柄等を分散させた投資を行う必要があるが、分散投資については、以下の点が守られているか。

- ① 運用ガイドライン等に分散投資について定めがある場合は、これが遵守されているか。
- ② 運用ガイドライン等に分散投資について定めがない場合は、運用ガイドライン等の範囲内で、適切な分散投資を行う態勢となっているか。例えば、資産や銘柄について、集中投資を管理する内部規程・業務細則が制定され、遵守されているか。

(3) 新種商品への投資

- ① 新たな種類の資産や商品への投資を行う場合には、事前に当該投資が信託契約や運用ガイドライン等に違反しないことが確認されているか。
- ② 適正に新たな種類の資産や商品への投資が行われるための内部規程・業務細則が制定され、遵守されているか。

(4) デリバティブ取引

デリバティブ取引は、リスク特性が複雑であったり、投資額以上の損失を被る場合もあり、その取扱いには十分な注意が不可欠である。こうした観点から、デリバティブ取引を行うに当たっては、以下の点が守られてい

るか。

- ① デリバティブ取引を行うに当たっては、取引の実行前に信託契約や運用ガイドライン等に違反しないことが確認されているか。
- ② デリバティブ取引に関する使用目的や方針及びその遵守に係る内部規程・業務細則が制定され、遵守されているか。

(5) 流動性リスクの管理

年金の給付、買取等の資金の払出しが発生する場合の原資を確保するために、適切な流動性リスクの管理を行う必要があるが、以下の点が守られているか。

- ① 運用ガイドライン等に、流動性リスク管理についての定めがある場合は、これが遵守されているか。
- ② 運用ガイドライン等に流動性リスク管理についての定めがない場合は、運用ガイドライン等の範囲内において、必要な資金化可能資産を確保する等の流動性リスク管理が行われているか。
- ③ 適正な流動性リスク管理に係る内部規程・業務細則が制定され遵守されているか。

(6) 適切な運用リスク管理態勢の整備

- ① 適切な運用リスク管理に係る内部規程・業務細則が制定され、遵守されているか。
- ② 運用リスク管理態勢が、必要に応じて委託者に開示される態勢となっているか。

3. 最良執行の確保

一般的に最良執行とは、開示されている気配値・取引情報に基づき、価格、費用、迅速性、執行可能性といった条件を勘案しつつ、顧客にとって最良の条件で取引を執行することとされている。信託兼営金融機関が信託財産運用に係る遵守すべき善管注意義務は、高度な信託財産運用に係る専門性を前提とする注意義務であることを踏まえると、取引が執行されるに当たっては、以下の点に留意して、最良執行を確保する必要がある。

- (1) 最良の取引条件で執行するための合理的方法を定めた内部規程・業務細則が制定され、遵守されているか。
- (2) 最良執行に係る内部規程・業務細則に則って取引の執行が行われたこと

を確認できる態勢となっているか。

4. 委託者への説明態勢

(1) 運用実績報告の態勢及び状況

① 運用実績は、適正な評価基準に基づいて計測され、報告されているか。運用実績について、信託契約・運用ガイドライン等に基づき定期的に委託者に報告する態勢となっているか。

② 資産の時価評価方法や採用しているベンチマークが、内部規程・業務細則によって明確化され、委託者の求めに応じて開示できる態勢となっているか。

(2) 信託財産運用に係る説明

信託財産運用の組織、運用手順及び運用スタイル等を委託者に説明しているか。

(3) 受託資産に係る事故等の説明

法令・信託契約・運用ガイドライン等に違反する事故等が発生した場合、速やかに委託者に事故及びその対応措置・再発防止策等を報告する態勢となっているか。

5. その他の留意点

(1) 不動産管理信託における運用管理態勢

① 受託不動産のテナントの選定を合理的に行うための態勢は整備されているか。合理的な理由なく、受託した信託兼営金融機関やその関連会社が受託不動産にテナントとして入居していないか（サブリース業者を介して受託不動産にテナントとして入居する場合も含む）。

② 信託兼営金融機関やその関連会社が受託不動産にテナントとして入居する場合、賃料や賃貸期間等の取引条件は合理的なものとなっているか。

(2) 土地信託における運用管理態勢

① 土地信託は、受託者が建物の建設や資金調達を行い、不動産賃貸などを営むいわゆる事業執行型の信託である。このため、その運用期間が長期にわたり、運用方法についても受託者が事業執行に係る広範な裁量権を有している上、建築費借入等の債務負担を伴うことから、受益者に帰

属するリスクが大きい。こうした点を踏まえ、受託不動産の運用に関する受益者への報告に係る内部規程・業務細則を整備し、これを遵守する態勢となっているか。

② 運用開始時において、善管注意義務の観点から、資金の借入れ契約や建物の建築契約等について検討が行われる態勢となっているか。

イ. 建設資金等を借り入れるに当たっては、長期の借入れとなるため、事業リスク等の観点から事業収支を十分に検討するほか、借入相手先、借入れに係る金額、利率及び期限等の契約内容を十分に検討しているか。

ロ. 建築工事を発注するに当たっては、発注先の信用度、業務遂行能力、経営の健全性等を十分に検討しているか。

ハ. 物件を賃貸するに当たっては、信託の目的の達成、信託事務の遂行に照らし、その賃貸借契約の内容が適切なものになっているかを検討しているか。例えば、テナントの建物利用状況や営業内容等に照らして信託の目的の達成、信託事務の遂行が不可能ないし困難であると認められる場合等には、債務不履行を理由として賃貸借契約を解除できるように定められているか。

ニ. 管理会社(テナント管理・建物管理)の選定に当たっては、当該会社の信用度、業務遂行能力、経営の健全性等を十分に検討しているか。管理会社との契約は、信託の目的の達成、信託事務の遂行に照らし、適切な条件を付したのものになっているかを検討しているか。

ホ. 火災保険、地震保険等の損害保険付保の必要性を十分に検討しているか。

ヘ. 事業の状況に応じて必要な積立(修繕積立金、敷金返還債務引当金)等を行っているか。

③ 運用期間中において、事業の状況等により必要に応じて、善管注意義務の観点から、以下のような契約条件の変更等に関する検討が行われる態勢となっているか。

イ. 建設資金等を借り入れている場合、市場取引環境(金利水準)の変化等に留意し、適時、借換えや利率等の借入条件の変更等の必要性を検討しているか。

ロ. 建築工事を発注している場合、工事の進捗状況を監視するとともに、

建物の引渡しに当たり、物件の状況を検証し、補修工事等の必要性を検討しているか。

ハ. テナントの建物利用状況や営業内容が、契約内容に則っているかを確認し、契約内容に則っていない場合には、債務不履行による賃貸借契約の解除等の必要性を検討しているか。

ニ. 管理会社（テナント管理・建物管理）の業務遂行能力、経営の健全性等に留意し、管理会社の入替え等の必要性を検討しているか。

ホ. 追加工事や利用条件の変更等（例えば、オフィスから飲食店へ利用変更）に伴い、損害保険の条件を見直しているか。

ヘ. 業績や支出見込みを踏まえて、積立や受益者への配当の見直しの必要性を検討しているか。特に、事業の運営が不調となっている案件において、漫然と配当を継続するなどの不合理な管理を行っていないか。

ト. 賃料の減額やサブリース業者の撤退による収益減少のリスクを適切に認識し検討する態勢となっているか。なお、サブリース契約を締結し、サブリース業者から、相場賃料より高額の賃料を受領している場合やエンドテナントからの賃料より高額の賃料をサブリース業者から受領している場合には特に留意すること。

④ 信託終了時には、信託財産の交付、受託者が締結した契約上の地位の受益者への承継等必要な手続が適切に行われる態勢となっているか。

(3) 信託財産の処分

① 信託終了時等において、信託財産の処分を行う際に、適正な価格で処分する態勢となっているか。例えば、処分可能価格の下落につながるような売却処分の遅延を防止する態勢となっているか。

② 信託終了時等において、信託財産の処分を行う際には、処分先、処分の方法及び処分価格が後記Ⅲ. 1. (4)に掲げられる取引に該当しないことを確保する態勢となっているか。

Ⅲ. 利益相反行為等の防止

1. 利益相反行為の防止

信託財産運用管理部門は、信託財産運用業務の実態にかんがみ、利益相反行為が発生するリスクを認識した上で、実効的に利益相反行為を防止してい

るか。

特に以下の点が守られているか。

(1) 自己取引（銀行勘定と信託勘定間の取引）の管理

信託契約において、自己取引を行うこと及び自己取引の概要についての定めがあり、かつ、受益者保護の観点からの法令上の要件を満たしている場合を除き、自己取引が禁止されていることを踏まえ、以下の点が守られているか。

- ① 自己取引を行うこと及び自己取引の概要について、信託契約に明記されているか。

（例）銀行勘定貸、自行為替取引、有価証券レポ取引等

- ② 法令の趣旨を踏まえた自己取引に係る内部規程・業務細則が制定され、遵守されているか。
- ③ 信託契約に定めた自己取引に関する規定を遵守した取引となっていることが確認されているか。
- ④ 受益者保護の観点からの法令上の要件を満たしている場合に該当することを検証できる態勢となっているか。

(2) 利害関係人取引の管理

信託契約において、利害関係人取引を行うこと及び利害関係人取引の概要についての定めがあり、かつ、受益者保護の観点からの法令上の要件を満たしている場合を除き、利害関係人取引が禁止されていることを踏まえ、以下の点が守られているか。

- ① 利害関係人との取引を行うこと及び利害関係人取引の概要について、信託契約に明記されているか。
- ② 法令の趣旨を踏まえた利害関係人取引に係る内部規程・業務細則が制定され、遵守されているか。
- ③ 信託契約に定めた利害関係人取引に関する規定を遵守した取引となっていることが確認されているか。
- ④ 受益者保護の観点からの法令上の要件を満たしている場合に該当することを検証できる態勢となっているか。

(3) 信託勘定間取引の管理

信託契約において、信託勘定間取引を行うこと及び信託勘定間取引の概要についての定めがあり、かつ、受益者保護の観点からの法令上の要件を

満たしている場合を除き、信託勘定間取引が禁止されていることを踏まえ、以下の点が守られているか。

- ① 信託勘定間取引を行うこと及び信託勘定間取引の概要について、信託契約に明記されているか。
 - ② 法令の趣旨を踏まえた信託勘定間取引に係る内部規程・業務細則が制定され、遵守されているか。
 - ③ 信託契約に定めた信託勘定間取引に関する規定を遵守した取引となっていることが確認されているか。
 - ④ 受益者保護の観点からの法令上の要件を満たしている場合に該当することを検証できる態勢となっているか。
- (4) 運用方法・取引条件等の管理

信託財産の運用の方法、運用先及び取引条件について、以下の行為が防止されているか。

- ① 通常とは異なる条件で取引を行うことにより、信託財産に損害を与えること。
- ② 信託の目的、信託財産の状況等に照らして不必要な取引を行うこと。
- ③ 信託財産に関する情報を利用して自己又はその信託財産に係る受益者以外の者の利益を図る目的をもって取引を行うこと
ただし、次の取引を除く。
 - イ. 取引の相手方と新たな取引を行うことにより自己又は信託財産に係る受益者以外の者の営む業務による利益を得ることを専ら目的としているとは認められない取引
 - ロ. 第三者が知り得る情報を利用して行う取引
 - ハ. その信託財産に関する受益者に対し、その取引に関する重要な事実を開示し、書面による同意を得て行う取引
 - ニ. その他信託財産に損害を与えるおそれがないと認められる取引
- ④ その他信託財産に損害を与え、又は信託業の信用を失墜させるおそれがある次の行為
 - イ. 信託財産の売買その他の取引を行った後で、一部の受益者に対し不当に利益を与え又は不利益を及ぼす方法で当該取引に係る信託財産を特定すること。
 - ロ. 他人から不当な制限又は拘束を受けて信託財産に関して取引を行う

こと、又は行わないこと。

ハ、特定の資産について作為的に値付けを行うことを目的とした取引を行うこと。

(5) 議決権行使の管理

信託財産として管理している株式の議決権は、受益者の利益のために行使する必要があり、これに優先して自己又は受益者以外の第三者の利益を図る目的で行使することは適当でない。適正な議決権行使を行うため、以下の点が守られているか。

- ① 適正な議決権行使を行うための内部規程・業務細則が制定され、遵守されているか。
- ② 議決権の行使に係る事跡が保存されているか。

(6) 発注証券会社・取引金融機関の選定・管理

発注証券会社や取引金融機関の選定に当たり、単に系列・友好関係にあるという理由のみで選定した場合には、最良執行を確保できないなどの支障が発生するおそれがあるため、信用力や売買執行能力、事務の正確性、調査能力等の評価基準を定め、総合的に選定し、適切な管理を行う必要がある。このような観点から以下の点が守られているか。

- ① 選定基準
 - イ、選定基準を定めた内部規程・業務細則が制定され、遵守されているか。
 - ロ、選定基準は、執行能力、信用力、情報提供力等の要素を勘案した内容となっているか。
- ② 発注証券会社・取引金融機関が、系列・友好関係にあるという理由のみで選定されていないか。また、合理的な理由もなく、特定の証券会社・金融機関に発注を集中させていないか。
- ③ 発注証券会社・取引金融機関を選定する場合等において、当該証券会社・金融機関から特別な利益提供を受けていないか。
- ④ 発注実績管理
 - イ、証券会社・金融機関別の発注実績が定期的に集計されているか。
 - ロ、発注実績は、必要に応じて受益者に開示できるようにしているか。
- ⑤ ソフトダラー利用基準
 - イ、取引証券会社等に、手数料の見返りとして情報機器の情報料を負担

させるなどのソフトダラーを利用する場合は、ソフトダラーに係る内部規程・業務細則が制定され、遵守されているか。

ロ. ソフトダラー利用実績は、必要に応じ受益者に開示できるようにしているか。

(7) 受益者間の公平な取扱い等

① 受益者が二人以上ある信託においては、各受益者に対して合理的な理由なく異なる取扱いをし、受益者間の公平が損なわれることがないように、必要な内部規程・業務細則が制定され、遵守されているか。

② 株式等の取引について複数の信託のために一括発注を行う場合は、各信託間の公平が損なわれることがないように、各信託への取引の配分方法に係る内部規程・業務細則が制定され、遵守されているか。

また、必要に応じ、各信託への配分方法が委託者に対して適切に開示される態勢となっているか。

(8) 政策投資等

① 自社又は関係会社の取引維持・拡大等、運用効率とは別の配慮の下に株式等の取引を行うことを防止する態勢となっているか。

② 自社又は関係会社が発行し、又は引き受けた株式等への投資や自社が受託者となっている他の信託商品の投資については、その取引に係る内部規程・業務細則を制定するなど、信託財産に損害を与えることを防止するための態勢となっているか。

(9) 貸出金に係る担保徴求

同一債務者に対して、銀行勘定と信託勘定から同時に貸出を行う場合の担保徴求については、実質的に公平な取扱いとしているか。

(10) 貸出金マザーファンドを用いた貸付信託

貸付信託において、いわゆる貸出金マザーファンドを導入している場合、各ユニットに対してマザーファンド受益権を恣意的に配分するといった各信託間の公平が損なわれる取扱いを防止する態勢となっているか。

(11) 勘定間の相殺

同一債務者に対して、銀行勘定と信託勘定から貸出を行い、当該債務者からの銀行勘定の債務（預金等）又は信託勘定の債務（貸付信託等）と相殺する場合には、信託契約・法令等に基づき、公平な取扱いとしているか。

2. その他の留意すべき事項

(1) 重要な非公開情報の管理

① 情報管理態勢

イ. 重要な非公開情報の管理に係る内部規程・業務細則が制定され、遵守されているか。

ロ. 信託財産運用部門において、銀行勘定を担当する部署から、重要な非公開情報の入手が制限される態勢となっているか。

ハ. 重要な非公開情報を入手した場合、内部規程・業務細則に則り適切に管理される態勢となっているか。

② インサイダー取引の防止

イ. インサイダー取引に係る法令上の規制内容は、周知されているか。

ロ. インサイダー取引防止に係る内部規程・業務細則が制定され、遵守されているか。

ハ. インサイダー取引が疑われるような事態が発生した場合は、管理者に直ちに報告するとともに、監督当局へ報告する態勢となっているか。

(2) 銀信間の情報管理

信託財産に関する情報を利用して、自己又は当該信託財産に係る受益者以外の者の利益を図る目的をもって行われる取引を防止する態勢となっているか。例えば、

① 信託勘定の有価証券運用部門は、銀行勘定の有価証券運用部門から分離されているか。

② 信託勘定の有価証券運用を実施している事務室については、部外者の侵入を防ぐ措置が講じられているか。

③ 合理的な理由なく信託勘定の有価証券運用に係る情報を銀行勘定の有価証券運用を担当する部門に提供しないための内部規程・業務細則が制定され、遵守されているか。

IV. 信託財産運用業務の委託の適正性

1. 信託財産運用業務の委託

(1) 信託契約において、信託業に係る業務の一部を委託すること及び信託業に係る業務の委託先について定めているか。

- (2) 委託することが確定していなくても、将来委託することが想定されるときには、信託契約において委託先の選定に係る基準及び手続について定めているか。

2. 業務委託先の選定に係る審査

- (1) 審査に係る内部規程・業務細則が制定され、遵守されているか。
- (2) 業務委託先が、規模・特性に応じて、適切に委託された信託業に係る業務を遂行できる態勢となっていることが確認されているか。例えば、信用力、運用管理体制の状況及び運用実績等が確認されているか。
- (3) 業務委託先が、委託元の信託兼営金融機関に対し運用状況に関する十分な情報を提供する態勢となっていることが確認されているか。
- (4) 業務委託先に対する報酬を信託財産から徴求している場合等において、当該委託先が委託元の信託兼営金融機関の利害関係人である場合は、信託契約において、利害関係人取引を行うこと及び利害関係人取引の概要についての定めがあり、かつ受益者保護の観点からの法令上の要件を満たしている場合を除き、利害関係人取引が禁止されていることを踏まえ、必要な内部規程・業務細則の整備や法令上の要件を満たしていることを検証する態勢となっているか。

3. 業務委託契約の内容

業務委託契約の内容は善管注意義務を適切に履行する観点から十分なものとなっているか。例えば、業務委託先を不当に免責する等、受益者を害するおそれのある規定が定められていないか。

4. 業務委託先の管理態勢

- (1) 業務委託先の業務運営実態の把握
 - ① 業務委託先に対する指図書類と委託内容に齟齬はないか確認する態勢となっているか。
 - ② 業務委託先の投資判断・執行等が海外拠点等で行われる場合、現地の運用担当者等の法令等への理解及び遵守状況に関する報告を受ける態勢となっているか。
 - ③ 業務委託先の法令等の遵守状況に関し、内部監査等を踏まえた報告を

業務委託先から定期的に受ける等、実効性のある確認を行える態勢となっているか。

(2) 業務委託先の業務運営の定期的評価

- ① 業務委託先の資産運用能力・信用力等について、定期的に評価が行われているか。
- ② 内部管理の状況及びその有効性を評価するため、業務委託先の内部監査・委託元の信託兼営金融機関による監査の実施状況など十分な情報が入手されているか。

(3) 問題の是正等

業務委託先で発生した業務執行上の問題点について、業務委託先に対して速やかに是正を求めるとともに、是正状況の報告を求める態勢となっているか。

V. 受託者固有資産（銀行勘定）のリスク管理態勢

信託兼営金融機関においては、受益者の保護の観点から、信託勘定に係るリスクの管理も重要であるが、預金者等の保護等の観点から、信託兼営金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するために、信託業務が信託兼営金融機関の固有資産（銀行勘定）に与えるリスクの管理についても十分な配慮が必要である。

1. 元本補填契約付きの信託勘定の債権に係る信用リスク管理

元本補填契約付きの貸付信託及び合同運用指定金銭信託においては、運用により損失が生じ、特別留保金又は債権償却準備金の取崩しで損失を補填できないときは、銀行勘定（自己資本）で補填することになる。そこで、銀行勘定のリスクを管理するために、元本補填契約付きの信託勘定の債権に係る信用リスク管理が求められる。

(1) 信用リスク管理態勢

- ① 元本補填契約付きの貸付信託及び合同運用指定金銭信託のうち、債権（貸出金及び貸出金に準ずる債権）で運用されるもの（以下「元本補填契約付きの信託勘定の債権」という。）について、銀行勘定に与えるリスクにかんがみ、信託勘定の適切な信用リスク管理を行える態勢となっているか。

- ② 信用リスク管理部門は、元本補填契約付きの信託勘定の債権に係る信用リスク管理のための内部規程・業務細則を整備し、必要に応じて、当該規程を改廃しているか。
 - ③ 当該規程には、貸付等の対象、信用格付、ポートフォリオ管理、決裁権限、審査方針、与信監査の方法などが定められているか。
 - ④ 内部規程・業務細則に従った信用リスク管理が行われる態勢となっているか。
- (2) 自己査定及び償却等
- ① 資産査定管理部門は、元本補填契約付きの信託勘定の債権に係る自己査定や償却に係る内部規程・業務細則を整備し、必要に応じて、当該規程を改廃しているか。
 - ② 当該規程には、信用リスクに見合った償却基準などが定められているか。
 - ③ 元本補填契約付きの信託勘定の債権の償却等
元本補填契約付きの信託勘定の債権については、償却適状にある債権は償却されるものの、それ以外の債権については引当されないまま含み損として内包されているおそれがある。こうした特性を有する信託勘定の信用リスク管理が適切に行われる態勢となっているか。例えば、
イ. 破綻懸念先以下に対する債権については、銀行勘定に準じた償却を行う態勢となっているか。なお、検査において、追加的な償却が認められた場合は、要追加償却額が貸付信託法で定める特別留保金又は信託約款で定める債権償却準備金（合同運用指定金銭信託の場合）の残高の範囲内に収まっているかを検証しているか。
ロ. 要注意先債権（要管理先を含む。）、正常先債権についても、銀行勘定に準じた予想損失率を用いるなど要償却・引当額を算出し、これと特別留保金又は債権償却準備金の残高（検査において認められる破綻懸念先以下の債権に係る要追加償却額を控除した残高）とを比較しているか。
- (3) 特別留保金等の取崩し
- ① 特別留保金又は債権償却準備金について適正な取崩しを行う態勢が整備されているか。
 - ② 償却に伴う特別留保金又は債権償却準備金の残高不足の回避等のた

めに、元本補填契約付きの信託勘定の債権に係る自己査定が不十分なものとなっていないか。

(4) 開示債権の開示

元本補填契約付きの信託勘定のリスク管理債権及び金融再生法に基づく開示債権について適正な開示を行える態勢となっているか。

2. その他の受託者固有資産のリスクの管理態勢

(1) 運用成績不芳により損失が拡大している案件や土地信託の業績悪化案件については、案件の状況について適切に認識する態勢となっているか。

(2) 元本補填契約付きの信託勘定の債権について、銀行勘定の有するリスクが、銀信勘定間での債権の振替え等により、当該元本補填契約の範囲を超えることとなるような不適切な業務運営が行われてはならない。そこで、以下のような損益調整が行われることを防止する態勢となっているか。

(損益調整の例)

① 不良債権の付替え

損益調整を目的として、特定の信託勘定について、要注意先以上にとどまっていた貸出債権を銀行勘定に振り替えた直後に破綻懸念先以下に債務者区分を変更し、直ちに償却引当を実施

② 不適切なレート設定

損益調整を目的として、特定の信託勘定について、合理的ではない金利水準で銀行勘定貸を実行

(3) 受託者が、信託財産に関する諸費用の負担、あるいは第三者たる債権者に対して責任を負うことになる土地信託における借入等を行うに当たっては、信託財産及び受益者に対して補償請求する場合に備え、補償請求権に係る自己査定基準、償却・引当基準を整備し、遵守する態勢となっているか。

(4) 貸出金に係る担保徴求

同一債務者に対して、銀行勘定と信託勘定から同時に貸出を行う場合の担保徴求については、実質的に公平な取扱いとしているか。

(5) 勘定間の相殺

同一債務者に対して、銀行勘定と信託勘定から貸出を行い、当該債務者からの銀行勘定の債務（預金等）又は信託勘定の債務（貸付信託等）と相

殺す場合には、信託契約・法令等に基づき、公平な取扱いとしているか。

3. 流動性リスクの管理態勢

元本補填契約付きの信託について、元本償還や解約などに対応するため、十分な流動性を確保する態勢となっているか。